



(2025年4月1日以降の申込み用)

新築住宅かし保険

「販売物件コース」のご案内

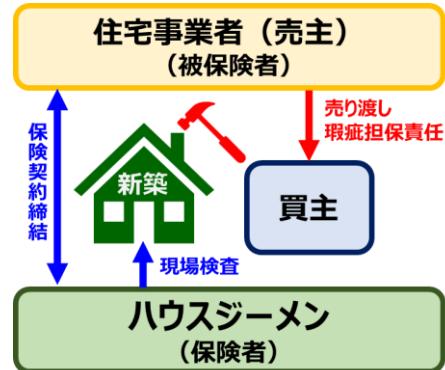


住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 ハウスジーメン

1. 保険の概要

新築住宅(主に建売住宅や分譲マンション)を販売する住宅事業者が加入する保険商品です。法律で資力確保義務を負う宅建業者が義務を果たすために加入するタイプの保険（義務保険）と、次のように資力確保義務を負わない住宅事業者が任意に加入するタイプの保険（任意保険）があります。

- 宅建業免許を持たない住宅事業者が新築工事を販売する場合
- 売主の属性に関係なく買主が宅建業免許を持っている場合



売主の属性	買主の属性	資力確保義務	対応する保険
宅建業者	宅建業者以外の個人・法人	あり	義務保険
	宅建業者である個人・法人	なし	任意保険
宅建業者以外	問わず	なし	任意保険

販売時期が新築工事の完了から1年経過以降となった場合の取扱い

新築住宅ではなくなるため義務保険には加入できませんが、次の期間内は売主と買主の属性に関係なく任意保険に加入できます。

建売住宅	分譲マンション
工事完了から2年以内	保険期間中

2. 保険契約の内容

○ 保険期間

原則として引渡日から
10年間

保険期間は住宅事業者が買主に特定住宅瑕疵担保責任を負う期間と対応しています。

○ 保険事故

保険事故		
担保区分	保険事故	保険事故の具体的な事象
標準	耐力性能に関する事故 建物が基本的な耐力性能を満たさない	梁や床版の沈み込み、基礎の不同沈下
	防水性能に関する事故 建物が基本的な防水性能を満たさない	トップライトや外壁、窓廻りからの雨漏れ
オプション	等級2以上の耐力性能補償 住宅取得者と約束した等級2以上の耐力性能の未達	建物の引渡後に、約束した等級2の耐震性能の未達が発覚
	省エネ性能補償 住宅取得者と約束した省エネ性能の未達	建物の引渡後に、約束した「断熱等性能等級」の未達が発覚
	結露補償 施工不良による結露の発生	断熱材の施工不良が原因で、壁内や小屋裏に結露が発生
	塗膜補償 塗膜面の膨れや剥がれ	外壁の塗膜に膨れや剥がれが発生

		タイル剥落補償 外周部に施工したタイルの落下	外壁のタイルが落下			
補足	 <ol style="list-style-type: none"> 等級 2 以上の耐力性能、省エネ性能、結露の各補償オプションは、延べ床面積 1,000 m²以下の建物を対象とします。。 保険の対象とする省エネ性能は、「断熱等性能等級」と「一次エネルギー消費量等級」となり、約定した等級の未達が保険事故に該当します。また省エネ義務化以降は、特別な約定が無くても、等級 4 の未達は保険事故に該当することとなります。 タイル剥落補償では、タイルの剥落が発生した時点で生じていたタイルの浮きやひび割れも補償の対象となります。 					
point ♪						
<ul style="list-style-type: none"> 耐力・防水性能に関わる事故だけでなく、省エネ性能に関わる事故や結露事故、塗膜事故やタイル剥落事故に備えられます。 耐力性能についても、等級 1 相当の基本的な耐力性能だけでなく、等級 2 以上の耐力性能の未達リスクに備えられます。 塗膜補償の利用にあたり、グレードの高い塗料や特別な施工方法を採用する必要はありません。 タイル剥落補償の利用にあたり、グレードの高いタイルや特別な施工方法を採用する必要はありません。 						

○ 保険金額(支払限度額)

基本保険金額(保険契約における支払限度額)

	戸建住宅	2000万円/棟	3000万円、4000万円、5000万円も選択できます。
	共同住宅	2000万円/戸	住棟の基本保険金額は、保険の加入戸数を掛けた金額です。

[>中小企業者コースの保険料表はこちらから確認できます](#)

[>一般企業者コースの保険料表はこちらから確認できます](#)

各補償オプションの支払限度額

	等級 2 以上の耐力性能補償	基本保険金額と同額																							
	省エネ性能補償	2000万円																							
	結露補償	500万円																							
	塗膜補償	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>戸建住宅</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共同住宅</td> <td>2000万円 (1住棟)</td> </tr> </table>		戸建住宅	500万円		共同住宅	2000万円 (1住棟)	<p>支払限度額は、次の金額から基本保険金額(共同住宅は住棟の基本保険金額)以下で異なる金額を選択することができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>100万円</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円</td> <td>2000万円</td> <td>3000万円</td> <td>5000万円</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>2億円</td> <td>3億円</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>5億円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	100万円	200万円	300万円	500万円	1000万円	2000万円	3000万円	5000万円	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円	—	—	—
	戸建住宅	500万円																							
	共同住宅	2000万円 (1住棟)																							
100万円	200万円	300万円	500万円																						
1000万円	2000万円	3000万円	5000万円																						
1億円	2億円	3億円	4億円																						
5億円	—	—	—																						
	タイル剥落補償		<p>次の金額から申込時に選択した額となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>500万円</td> <td>1000万円</td> <td>1500万円</td> <td>2000万円</td> </tr> </table>	500万円	1000万円	1500万円	2000万円																		
500万円	1000万円	1500万円	2000万円																						
補足	新築住宅かし保険の基本保険金額は、法律で耐力・防水性能に備えることされているため、「等級 2 以上の耐力性能補償」以外補償オプションの支払限度額は、基本保険金額と別建てとなります。																								

point ♪

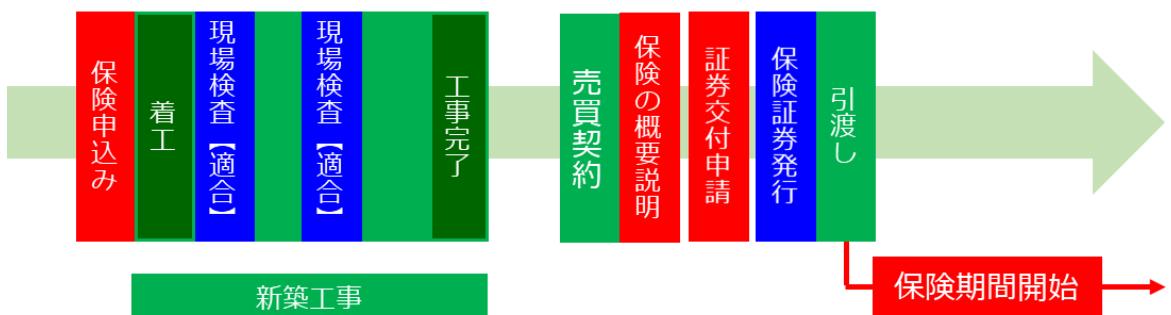
塗膜事故の支払限度額は、塗膜事故に対して感じるリスクに応じて変更できるので、限度額を引き下げてオプション保険料を絞ることも、限度額を引き上げて補償を厚めに設定することも可能です。

お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額			
	直接修補費用	材料費や労務費等の、建物を原状回復するために直接必要となる費用	一事故あたりの限度額なし
	調査費用	修補範囲や方法を特定するための費用	直接修補費用の10% 最低10万円で上限は戸建住宅で50万円、共同住宅で一200万円
	仮住まい・転居費用	修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいや転居に必要となる費用	50万円/戸
	その他	事故に関する紛争を解決するために必要な争訟費用や第三者に対する請求権の保全費用	一事故あたりの限度額なし

主な免責事項					
故意・重過失により生じた損害		被保険者である住宅事業者や、注文者等の故意や重過失を原因とする損害			
外来的事由等により生じた損害	自然災害や外来的事由				
	洪水、台風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災、落雷、爆発等の外来的事由 地震や噴火、これらに起因する津波				
	経年劣化等				
不適切な維持管理		虫食いやねずみ食い、建物の性質による結露 建物の自然の消耗（経年劣化）や、さび、かび、腐敗等の事象			
家財への波及損害等		建物以外の家財が壊したことによる損害 建物や家財が使用できなくなったことによって生じた損害			
事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害	注文者に起因する瑕疵		不適当と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵		
	引渡後の工事の瑕疵等		引渡後の増改築工事や補修工事等の瑕疵		

紛争処理に関するサービスの利用			
住宅事業者と注文者の間で、請負契約や住宅に関するトラブルが発生した場合に、次のサービスを利用できます。			
	電話相談	住まいのダイヤルを利用して、建築士の資格を持った相談員に相談できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。	
	専門家相談	弁護士と建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用できます。（相談時間は1時間で原則無料）	
	紛争処理	住宅紛争審査会による裁判外の紛争解決手続き(ADR)を利用できます。手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択できます。	

3. 保険の申込手続き



○ 保険の申込み

保険の申込みは確認申請等の実施日に関係なく、着工日が確定し、基礎配筋検査の希望日が決まったタイミングでハウスジーメンのポータルサイトから行います。

- [> ポータルサイトにはこちらからアクセスできます](#)
- [> 戸建住宅用の申込手続きの操作ガイドはこちらから確認できます](#)
- [> 共同住宅用の申込手続きの操作ガイドはこちらから確認できます](#)



○ 現場検査

ハウスジーメンは所定の時期に現場検査を行います。検査は「設計施工基準」に従って行います。小規模住宅の場合は、必須となる現場検査に加えてオプションで「追加防水検査」を追加できます。

- [> 現場検査の確認項目はこちらから確認できます](#)
- [> 木造の住宅用の設計施工基準の要領解説はこちらから確認できます](#)
- [> 鉄骨造と RC 造の住宅用の設計施工基準の要領解説はこちらから確認できます](#)

小規模住宅(階数3以下)		
基礎配筋検査	共 通	基礎配筋工事の完了後、コンクリートの打設を開始するまでの間
躯体検査	木 造	金物と耐力壁の施工後、石膏ボードと断熱材の施工を完了するまでの間(建て方完了時)
	鉄骨造	デッキプレートの施工後、コンクリートの打設を開始するまでの間(建て方完了時)
	R C 造	屋根スラブ配筋工事の完了後、コンクリートの打設を開始するまでの間
追加防水検査 (オプション)	外壁の 工法による	防水紙と防水テープの施工完了後、開口部周囲が外壁材で見えなくなるまでの間 (防水紙を使用する工法の場合) <div style="background-color: #002060; color: white; padding: 5px; text-align: center;">追加防水検査を受けた住宅には保険料に割引が適用されます。</div>

大規模住宅(階数4以上)		
基礎配筋検査	共 通	基礎配筋工事の完了後、コンクリートの打設を開始するまでの間
躯体検査 (2階が対象)	鉄骨造	2階の床のデッキプレートの施工後、コンクリートの打設を開始するまでの間(建て方完了時)
	R C 造	2階の床の配筋工事の完了後、コンクリートの打設を開始するまでの間
屋上防水検査	共 通	防水材の施工後、仕上げ材の施工を開始するまでの間
補足	階数10以上の住宅では、躯体検査は10階でも行います。以降、階数が7増えるごとに検査回数を1回追加します。 (具体的な実施階は17階、24階、31階…。)	

リモート検査



現場検査は通常は実地で実施しますが、**実施方法をリモート検査**とすることができます。

[>リモート検査の概要はこちらから確認できます](#)

[>リモート検査のユーザーガイド\(android 編\)は、こちらから確認できます](#)

[>リモート検査のユーザーガイド\(iPhone 編\)は、こちらから確認できます](#)



リモート検査とは

現地の担当者がスマートフォンで撮影するビデオ映像を、検査員が web 会議上確認して行う検査をいい、実施には所定の要件を満たす必要があります。

point ☈

- ・現場検査をリモート検査に切り替えると、検査料を約 4 割削減できます。
- ・リモート検査では、現地の担当者の資格を問わないため、検査対応に要する社内のリソースを有効に活用できます。

○ 保険の概要説明

住宅事業者は「概要説明書」を使用して買主にこの保険の内容のうち買主に関わる部分を説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付けます。概要説明は売買契約のタイミングで行うことを推奨しています。

- [> 概要説明書はこちらからダウンロードできます](#)
- [> 概要説明動画にはこちらからアクセスできます](#)
- [> 契約内容確認シートはこちらからダウンロードできます](#)



point ☈

- ・保険の概要説明には、ハウスジーメンのホームページで公開している**概要説明動画を利用**できます。
- ・概要説明動画には、「概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

○ 保険証券の交付申請

住宅事業者は引渡日が確定したハウスジーメンのポータルサイトから保険証券の交付を申請します。ハウスジーメンは申請を受けて**「保険証券」を発行**します。

- [> ポータルサイトにはこちらからアクセスできます](#)
- [> 戸建住宅用の交付申請手続きの操作ガイドはこちらから確認できます](#)
- [> 共同住宅用の交付申請手続きの操作ガイドはこちらから確認できます](#)

「保険証券」は交付申請の時点で保険料の支払が済んでいない場合は、支払い後の発行となります。

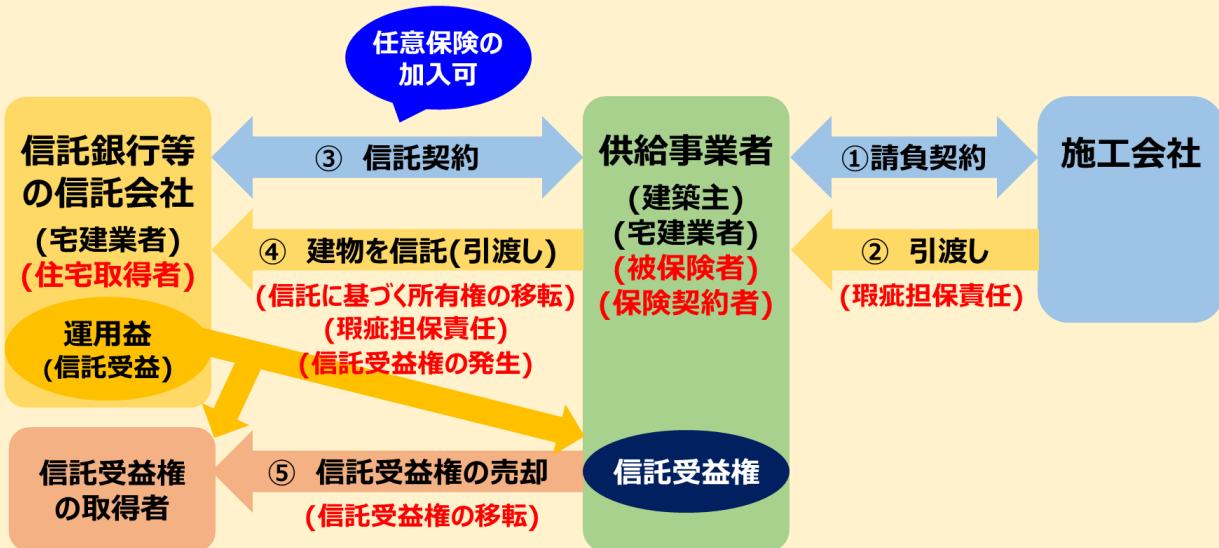
w e b 証券



- ・住宅事業者が希望する場合は、**保険証券をポータルサイト上で発行**します。
- ・郵送に要する時間待たずに、**証券の発行後直ちに保険証券を受け取ることが可能**です。
- ・web 証券は、**保険期間中はいつでもポータルサイト上で閲覧**できます。
- ・付保証明書は**ダウンロードした電子ファイルで買主に提供**することも可能です。

信託による所有権移転への対応

収益方法を販売から信託受益権の売却に変更した場合のように、信託会社に物件を信託する場合は、販売・請負に該当しないため、通常は申込者である住宅事業者が被保険者として保険に加入することはできませんが、ハウスジーメンの住宅かし保険では、信託会社を住宅取得者として任意保険に加入できるオプションの設定があります。



この取扱いを利用する上の注意事項は次のとおりです。

- ・この取扱いを利用できるは、申込者である住宅事業者が対象物件の施工を施工会社に発注している場合に限ります。
- ・この取扱いを利用できるのは、対象物件の全住戸が信託の対象となっている場合に限られます。
- ・信託会社から住宅が特定承継された場合は、特定承継人に住宅取得者としての立場は引き継がれません。
- ・信託契約が解除された場合や委託者の立場が移転された場合、保険契約は失効します。

4. 事業者届出

住宅かし保険を利用するには、事前にハウスジーメンの**事業者届出が必要**です。届出は無料で費用は掛かりません。

>事業者届出書はこちらからダウンロードできます

事業者届出時の提出書類	
共 通	預金口座振替依頼書(指定書式) <u>>こちらからダウンロードできます</u>
住宅事業者が法人である場合に提出	法人登記の登記簿謄本(全部事項証明書)
建設業許可を受けている場合に提出	建設業許可証 o r 建設業許可通知書
宅建業免許を持っている場合に提出	宅建業免許

point ♪

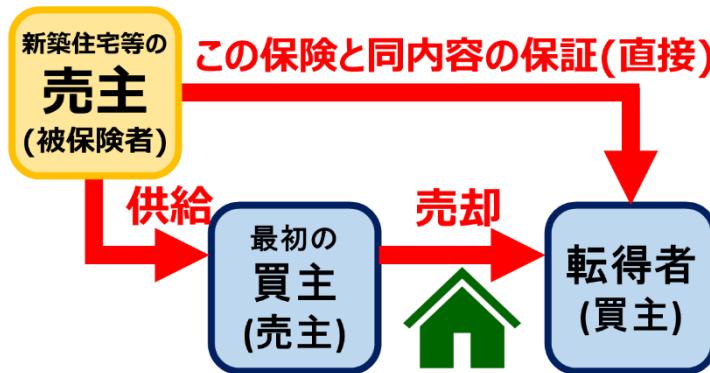
口座振替依頼書が原本での金融機関への提出が必須となるため、事業者届出書類一式は原本での提出をお願いします。

5. 提出書類

申込時	
共通	確認申請書 通常は確認済証の提出までは求めていませんが、ハウスジーメンの建設住宅性能評価を利用する住宅の場合は、確認済証の提出が必要となります。
	設計図書等の書類一式
提出する設計図書等の書類	
木造の住宅	現地案内図(付近見取図) 基本的な図面 配置図/平面図/立面図/基礎伏図/基礎断面図
鉄骨造・RC造の住宅	防水措置等の状況に関する資料 矩計図、仕上表、断面図等 地盤調査報告書 意匠図および構造図 地盤調査報告書(ボーリング柱状図)
証券交付申請時	
共通	売買契約書 契約内容確認シート (指定書式) >こちらからダウンロードできます
性能評価付き住宅の追加提出書類	建築住宅性能評価書 防水工事の施工状況の写真
信託により所有権移転を行う場合	信託契約書 信託受益権の売買契約書は、信託により所有権移転を行う場合の提出書類には該当しないのでご注意ください。

6. 保険期間中に住宅が売却された場合の取扱い

「転売特約」を付帯している場合は、新築時の買主が住宅を売却した場合に所定の手続きを行うことで、買主(転得者)に住宅瑕疵保険と同内容の保証を引き継ぐことができます。特約は売却発生時に付帯することもできます。



保証を引き継ぐための要件

- 住宅事業者がハウスジーメン所定の保証書を使用して、転得者に新築時の瑕疵担保責任と同内容の保証を提供すること
- 住宅事業者が倒産等の場合に、転得者が直接請求を行うことについて新築時の買主が同意していること

転売特約の手続き

「保険付保証明書(転得者用)交付申請書」と「転得住宅に関する保証書(指定書式)」を提出して行います。

- > [保険付保証明書\(転得者用\)交付申請書はこちらからダウンロードできます](#)
- > [転得住宅に関する保証書はこちらからダウンロードできます](#)
- > [転得住宅に関する保証書の記載例はこちらから確認できます](#)

point ♪

転得手続きに応じることは、法律で義務付けられているものではありませんが、買主に保証を引き継ぐことで、関係性の構築やその後のアフターサービスの提案に繋げることも可能です。また、買主への保証の提供に要件を付けることも可能です。

7. 締結証明書の発行と資力確保措置の状況の届出(義務保険のみ)

宅建業免許を受けている住宅事業者と建設業許可を有する住宅事業者は、それぞれ新築住宅の供給戸数に応じて、年1回所管行政庁に対する「資力確保措置の状況」に関する届出が義務付けられます。

締結証明書の発行

ハウスジーメンは、届出に使用する証明書(締結証明書)を発行します。証明書には届出の対象期間である4月1日から3月31日までの1年間に保険期間が開始する義務保険の加入状況が記載されます。

届出と締結証明書に関する注意事項

- ・締結証明書は、ハウスジーメンで1件以上の「請負物件コース」の義務保険の保険証券の発行実績のある建設業者に発行します。
- ・「請負物件」と「販売物件」の両方の実績がある場合、締結証明書は「請負物件」と「販売物件」のものを別々に発行します。
- ・届出の対象にならないため任意保険の加入状況は締結証明書には記載されません。

- > [資力確保措置の実施状況の届出に関する当社の案内ページにはこちらからアクセスできます](#)
- > [届出に関する手続等に関する国交省の案内ページにはこちらからアクセスできます](#)

point ♪

資力確保措置の実施状況の届出の対象となるのは義務保険だけで、任意保険は対象にならないため、締結証明書の明細に記載されるのは、義務保険だけとなりますのでご留意ください。

(注) 本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0004
東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

【お問合せ】

受付センター	TEL	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2025 株式会社ハウスジーク